

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十一

令八・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書							
利益の分配の額の計算 分配可能利益の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社債的受益権に係る受益証券の発行をして いる場合の調整	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円
	超 過 分 配 額	2					
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
	税引前当期純利益金額	4			期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5					
	減 損 損 失 の 額	6			$(18) - (19)$	20	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7					
	差 引 計	8			当期に償還した社債的受益証券の元本の額の合計額	21	
	$(8) - (7)$ (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8) - (26) (マイナスの場合は0)	9			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22	
	超 過 分 配 額 (2)	10					
	超過分配事業年度後に(10)に充てられた金額	11			$(21) - (22)$	23	
	分配可能利益の額 (9) + (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12			損金の額に算入される減価償却費の額	24	
	$(12) \times \frac{90}{100}$	13			$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14					
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	15			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 (20) + (25) × 2	26	
	利益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16					

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額等の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	分配可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	34	円
	超 過 分 配 額	28			期首欠損金の額	35	
	収 益 の 分 配 の 額 (27) - (28)	29			減 損 損 失 の 額	36	
	$(29) \times \frac{70}{100}$	30			$(36) \times \frac{70}{100}$	37	
	$(30) - (29)$ (30)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(29)の額	31			分配可能収益額 (34) - (35) - (37) (マイナスの場合は0)	38	
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	32			超 過 分 配 額 (28)	39	
	収益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	33			超過分配事業年度後に(39)に充てられた金額	40	
					分配可能収益の額 (38) + (39) - (40)	41	